

# お 知 ら せ

## 工事請負契約に係る設計変更ガイドラインの策定について

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』（以下「品確法」という。）では、発注者責務の明確化として『計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更』が規定され、『工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行う』とされている。

については、品確法に定める発注者の責務を果たすため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、受発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的とした『工事請負契約に係る設計変更ガイドライン』を策定しますので、通知します。

令和2年7月1日

契約課長

### 【 策 定 の 内 容 】

#### 1 工事請負契約に係る設計変更ガイドライン

※策定内容の詳細は、市のホームページ「本庁案内」→「契約課」→「工事検査室」に掲載しています。